

令和2年5月13日

規則第8号

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号）附則第6条に規定する広域連合長が定める日は、令和5年5月7日までに感染した条例附則第3条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の就労を予定していた日のうち最初の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月17日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月7日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月16日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月21日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月27日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月17日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条の広域連合長が定める日を定める規則の規定は、令和5年5月1日から適用する。